

## 総会運営規程

### 第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 一般社団法人千葉県臨床検査技師会（以下本会という）の総会運営は、定款及びこの規定の定めるところによる。

### 第 2 章 議長の選出

(司会者)

第 2 条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つものとする。

(議長の選出)

第 3 条 司会者は、仮議長となって、出席会員の中から議長を選出する。議長は 1 名又は 2 名とする。

### 第 3 章 総会表決の委任

(総会表決の委任)

第 4 条 正会員が、総会に出席できず書面表決も出来ない場合は、委任状をもって出席会員を代理人として、表決を委任することが出来る。

2 前項により、委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。

### 第 4 章 総会運営

(資格審査委員会)

第 5 条 議長は、出席者の資格を審査する為、資格審査委員会を設ける。

2 資格審査委員会の委員は、総会に出席する正会員の中から、1 ヶ月前に組織運営規定第 27 条にもとづく地区より各 1 名と、理事 1 名をもって当たる。

3 委員長は、地区委員の互選とする。

(審査結果の報告)

第 6 条 資格審査委員会は、出席者、書面表決票及び委任状により構成員の資格を審査し、委員長から資格審査を総会に報告する。

(議事運営委員会)

第 7 条 議長は、会議を円滑に運営する為、総会にはかり、議事運営委員会を設ける。ただし、資格審査委員会が兼ねることができる。

( 議事運営 )

第 8 条 議事運営委員会は、次の各号を審査し、その結果を総会に提案する。

- 1 議事日程の時間の割り振りと変更
- 2 来賓の祝辞と祝電の取り扱い
- 3 会議混乱の時の収拾、その他事故のある場合の処理
- 4 提出議案及び動議の受付ならびにその処理
- 5 その他議事運営に必要な事項

( 書記 )

第 9 条 議長は会議の議事を記録する為、書記 2 名を任命しなければならない。

( 議長の宣告 )

第 10 条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定員に満たない時は、休憩又は散会あるいは、延会を宣言する。

( 発言者 )

第 11 条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けた時は、発言に先立ち所属、氏名を明確にしなければならない。

( 議案提出及び動議 )

第 12 条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- 1 提案事項（その都度指示する必要部数）を印刷し、総会の日 20 日前までに事務局長に送付する。
- 2 修正動議は、あらかじめ文書（その都度指示する必要部数）を印刷し議事運営委員会を通じ、議長に提出しなければならない。
- 3 緊急の事情により、総会の当日提案する場合は、その理由と要旨を議事運営委員会に届けなければならない。
- 4 予算を伴うものについては、修正の結果必要とする経費を、明らかにした文書を添えなければならない。

( 採決 )

第 13 条 採決を行う時、議長はその表決に付する問題を宣言しなければならない。

( 採決の順序 )

第 14 条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案を採決する。修正案がすべて否定されたときは、原案について採決しなければならない。

(採決の方法)

第 15 条 採決の方法は、次の各号の一つとする。

- 1 拍手
- 2 拳手
- 3 起立
- 4 無記名投票

(表決の宣言)

第 16 条 表決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

(傍聴者)

第 17 条 傍聴者は、定められた場所において傍聴する。

(発言停止、退場)

第 18 条 この規定に違反し、議長の注意に従わないものは、発言停止あるいは退場させることができる。

附則

(付帯事項)

1 この規程で定められていない必要事項は、会長が理事会の承認を得て総会議事案とともに指示するものとする。

(規定の変更)

2 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規定の施行)

3 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。